

乙川東小学校更新基本・実施設計業務委託プロポーザル 質疑回答

No	質問事項	回答
1	<p>第一次審査に関する「質問受付の終了日」と「質問に対する回答」について、実施要領3ページ（質問期限3/18 まで、質問回答3/25 まで随時）と実施要領10 ページ（質問期限3/15、質問回答3/22 まで随時）で記載が異なりますが、どちらが正しいでしょうか。</p>	<p>次のとおり、実施要領3ページを正とします。 第一次審査に関しまして</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問期限 令和6年3月18日（月）まで ・質問回答 令和6年3月25日（月）まで随時
2	<p>審査書類作成要領 2. 第一次審査書類作成要領 (2) 作成及び記載上の留意事項 エ. 【様式1-5】 各分野主任技術者及び主な業務実績について 同種業務及び類似業務の区分とありますが、構造担当、積算担当についてはアに掲げる実績は求められていませんので、記載の必要は無いと判断すればよろしいでしょうか？ 又、設備担当については、【様式1-5】に（同種・類似）の記載がありませんが、必要でしょうか？</p>	<p>【様式1-5】において、同種・類似の記載が必要な主任技術者は意匠担当のみで、構造担当、積算担当、電気設備担当、機械設備担当は、記載不要です。</p>
3	<p>審査書類作成要領 2. 第一次審査書類作成要領 (2) 作成及び記載上の留意事項 ウ. 【様式1-4】 統括責任者の経歴等について 最大5件まで記入とありますが、【様式1-4】には、3件の記入欄しかありませんが、必要に応じて欄を増やすということでしょうか？ それとも3件の記入でよろしいでしょうか？</p>	<p>最大3件まで記入してください。</p>
4	<p>総括責任者及び意匠担当主任技術者について、「提出者の社員で3ヶ月以上の雇用があること」と記載がありますが、それを証明する資料の添付は必要でしょうか。必要な場合、配置予定者が大学兼務のため、弊社の健康保険証・雇用保険証等はありません。建築士法23条の2五号により県知事（指定事務所登録機関）へ提出している所属建築士名簿により、一級建築士として所属していることを確認できるので、技術者として配置させて頂いてよろしいでしょうか。</p>	<p>配置可能です。雇用の証明としては、記載していただきました建築士法23条の2五号により県知事（指定事務所登録機関）へ提出している所属建築士名簿を添付してください。</p>
5	<p>「イ.本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、令和6年3月議会において予算の減額又は否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。」とありますが、方針が決定する時期を教示願います。</p>	<p>令和6年3月25日に議決予定です。</p>
6	<p>作成要領3.(2)ア. ②の4番目に「地域コミュニティの核としての役割や、各施設の在り方に相応しい環境を備えた施設とするための提案。（本市や本校の通学区域の特徴の表現方法の提案を含む）」とありますが、通学区域とその特徴について教示願います。</p>	<p>校区と自治区は別添の資料をご覧ください。特徴は調査等をしてください。</p>
7	<p>審査書類作成要領 2. 第1次審査書類作成要領 (2)作成及び記載上の留意事項様式ア.【様式1-2】事務所概要 について、説明文にある「担当部署」及び「実績件数」の記載する欄がありません。 説明文の誤りと判断してよろしいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No	質問事項	回答
8	「様式1-2事務所の概要」の備考欄に「人数欄は、半田市の入札参加資格者名簿の登録事務所の社員数を記入する」とありますが、協力事務所の社員数は、半田市の入札参加資格者名簿の登録の有無にかかわらず記入してよいですか。	「様式1-2事務所の概要」の人数を記入する欄は、次の人数を記載してください。 上 段：参加表明をした事務所の社員数 () 内：協力事務所の社員数 ※ 協力事務所は本市の入札参加資格は不要。
9	「審査書類作成要領、(2)作成及び記載上の留意事項、ア.【様式1-2】事務所の概要」に「担当部署の欄には、～ 記入する。」との記載がありますが、様式1-2に担当部署の欄がありません。記入は不要ですか。	お見込みのとおりです。
10	「審査書類作成要領、(2)作成及び記載上の留意事項、ア.【様式1-2】事務所の概要」に「実績件数は、～ 含めない。」との記載がありますが、様式1-2に実績件数の欄がありません。記入は不要ですか。	お見込みのとおりです。
11	「様式1-8協力事務所の内容等」の担当者名欄は、協力事務所における本プロポーザルの担当者名を記入しますか。あるいは、業務を担当することを予定する者のうち、代表する者1名の名前を記入しますか。	業務を担当することを予定する者のうち、代表する者1名の名前を記入してください。
12	添付資料の「実施要領5.(8)の確認」のための資料は、参加資格の確認用としてアとイそれぞれ1件ずつでよいですか。あるいは、様式1-3、様式1-4に記入する全ての実績について添付しますか。	参加資格の確認用として、実施要領5.(8)アとイに該当するものをそれぞれ1件ずつ添付してください。
13	添付書類は各様式とは別に一式まとめ、左上1箇所をステープラー留めでよいですか。また、穴あけはしますか。	添付書類は、A4縦ファイルに綴れるように、左側に2穴の穴あけをし、各様式とは別に左上1箇所をステープラー留めとしてください。
14	実施要領P2「2. — (5)概算経費」に(7.(2)基本構想・基本計画の策定段階で検討した結果、PPP/PFIで行うこととなった場合、それ以降の設計業務は取りやめとする。)と記載がありますが、PPP/PFIで行うこととなった場合について当業務の受託者においても参加可能と理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
15	審査書類作成要領 2 (2) ア【様式1-2】事務所の概要において、「・担当部署の欄には、実際に業務委託を担当部署(本社、支店、営業所)が分かるように記入する。」とありますが、様式1-2に該当欄が見当たりませんが、どこに記入すれば宜しいでしょうか。	記載は不要です。
16	審査書類作成要領 5 (9) イ【様式1-3】事務所の業務実績において、実施要領5.(8)イに該当する小学校あるいは中学校の改修工事の設計業務の実績は、同種・類似業務のどちらに該当しますか。	同種に該当します。
17	事務所及び統括、主任の実績について、実施要領5.(8)アまたはイに該当するものを記入するとありますが、実施要領5.(8)のただし書き「平成26年4月1日以降に設計業務を完了したものに限る。」は、かからないとの理解でよろしいでしょうか。つまり、同種業務及び類似業務については、平成26年4月1日以降に設計業務を完了したものに限らないと考えて宜しいでしょうか。	実施要領5.(9)ア.イ.ウ.カ.で求める実績は、平成26年4月1日以降に設計業務を完了したものとします。また、作成要領2.(2)イ.ウ.エ.で記載する実績は、平成26年4月1日以降に設計業務を完了したものとしてください。(いずれも、構想計画担当主任技術者は、基本構想・基本設計の場合は、設計業務の完了を、基本構想・基本設計の策定業務の完了と読み替えます。)